

水産政策審議会資源管理分科会
第110回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第110回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和3年6月21日（月）10:30～12:34

場 所：フクラシア丸の内オアゾホールA

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第360号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第361号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

【協議事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について

【報告事項】

- ・国の留保からの配分及び配分量の融通について
- ・不漁問題に関する検討会の報告について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第110回資源管理分科会を開催します。

本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに御案内ですが、会場は皆様の目の前にはマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言の方をお願いいたします。

ウェブ会議で御出席の方におかれましては、スカイプのマイクをオンにして御発言ください。それ以外の場合はミュートの状態にさせていただくようお願いいたします。また、音声途切れることがあります、その場合は画面の左下のチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日の分科会委員はウェブ参加を含めまして9名中8名の方に御出席いただいております。定足数を満たしていますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員のウェブ会議につきましては、15名中10名の方に御出席いただいております。

次に、配付資料について確認いたします。

お手元の資料の中に議事次第がございます。その後に資料一覧がございます。資料1が委員名簿、資料2-1がすけとうだらオホーツク海南部TACの改定の資料、資料3がうなぎ養殖業の公示について、資料4が太平洋クロマグロの資源管理について、資料5が国の留保からの配分及び配分量の融通について、資料6が不漁問題に関する資料でございます。過不足等ございましたら、事務局の方にお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議事進行を山川分科会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は皆様、御多用のところ御参集くださりまして、ありがとうございます。ウェブから御参加くださっている委員の方々もありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきます。

本日は諮問事項が2件、協議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず諮問第360号、特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更についてということで、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 皆様おはようございます。資源管理推進室長でございます。

それでは、資料2-1のセットを御覧いただければと思います。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3水管第765号

令和3年6月21日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第360号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、説明の方に移ります。

資料を1枚おめくりいただくと、3ページ、4ページ目が改正の告示の案でございます。説明については、その次、5ページ、右肩に「資料2-2」と書いてある、こちらの資料に基づいて御説明の方を進めさせていただきます。

この「すけとうだらオホーツク海南部」につきましては、1の（1）の「設定の考え

方」にございますように、主分布域、産卵場が我が国の漁船、あるいは調査船で情報が得られる水域にない、いわゆる「またがり資源」ということでございまして、漁獲可能量の算定方法は、「資源状況が良好な場合に対応できる数量として近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する」としているところでございます。

こちら、3行目にちょっとタイプミスがございまして、「資源管理基本方針別紙4-10」と書いてございますが、これは「別紙2-10」の誤りでございます。訂正いただければと思います。

算定の考え方は、そのようになっております。

ということで、令和2年度においても4月からの5万5,000トン、TACを設定しておりますけれども、その後の漁獲状況等に配慮して、8月に6万5,000トンまで増やす改正をしたところでございます。

3管理年度、今管理年度については、1月に諮問して、4月までに設定をするということで、令和2年度の実績が確定していない状況ということで、その時点での最新の漁獲実績のある元年度の5万5,785トンという実績に基づいて5万6,000トンと設定したところでございますけれども、今般、令和2年度の実績、6万1,286トンと確定をいたしましたので、これに基づきまして令和3管理年度のTACを6万2,000トンに変更させていただきたいという形でございます。

下に漁獲実績等、あと近年のTACの推移についてお示しをしております。

おめくりいただいて、2の「配分」についてでございます。こちらもちょうとタイプミスがございまして、申し訳ございません。「別紙2-10「すけとうだらオホーツク海南部」第4の6」と書いてございますが、「第6の1」の誤りでございます。お手数ですがけれども、こちらもお訂正いただければと思います。

こちらによりまして実績等により配分ということで、この6万2,000トンを、沖合底びき網漁業6万1,400トンと北海道を現行水準という形での配分とさせていただければという考え方でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特に御意見等ございませんようですので、諮問第360号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第361号、内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示についてということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。資料3-1を御覧ください。

初めに諮問文と公示案を読み上げます。

3 水推第509号

令和3年6月21日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について（諮問第361号）

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第3項及び第46条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

農林水産省告示第 号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十二条第一項及び第

四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 制限措置の内容

（一）許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 21.7トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トン

（二）養殖場の総面積

3平方メートル以上

（三）養殖場の数

にほんうなぎ 456

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場
424

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみ
を養殖する養殖場 32

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 60
既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 43

二 許可を申請すべき期間

令和3年7月9日から同年10月8日まで

三 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

（一）国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場

- 1 農林水産大臣は、現に当該指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
- 2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一（一）の水産動植物の総量又は一（三）の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において（一）1の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。
当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と（一）1の申請に係る許可の数量の合計が一（一）の水産動植物の総量に、又は一（三）の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。
この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

(二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

- （一）の1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。
この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

- 1 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- 2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場に係る数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン（一（一）に定めるにほんうなぎの総量）及び456（一（三）に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。
- 3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量の変更は、にほ

んうなぎ以外の種のうちうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン（一（一）に定めるにほんうなぎ以外の種のうちうなぎの総量）及び60（一（三）に定めるにほんうなぎ以外の種のうちうなぎの国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二 出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にほんうなぎ以外の種のうちうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

以上ですが、すみません、1つ、資料に誤りがありまして修正をお願いしたいと思います。

5 ページを御覧ください。

備考の部分の3ですが、初めのところから、「この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうちうなぎの数量」、この後に「又は養殖場に係る数」と追記をお願いいたします。大変失礼いたしました。

以上が諮問文及び公示案です。

次に、資料3-2を御覧ください。公示案の概要を御説明いたします。

趣旨としては、内水面漁業振興法等に基づくうなぎ養殖業の許可の公示ということです。

今回、昨年12月に改正漁業法が施行されております。内水面漁業振興法の指定養殖業の許可につきましては、漁業法の漁業許可のところを引いて運用しているということがありますので、内水面漁業振興法の方でも改正漁業法の規定に基づいて、それを踏まえて養

鰻業の許可を行っていくということで、今回、必要な部分を整理した形で公示をするということをしております。

2の概要のところですが、まず「(1) 制限措置の内容」の「許可をすべき水産動植物の総量」につきましては変わっておりません。従前から講じておるもので、国際的な資源保護・管理に係る4カ国・地域による共同声明というのがございます。これに基づいて、ニホンウナギについては21.7トン、ニホンウナギ以外の種のウナギについては3.5トンというふうに決まっておりますので、それを基に公示をしているということです。

それから、「②養殖場の総面積」ですが、これは今回初めて規定するという事です。ウナギについては実態が、養鰻業、いろいろあるということもあり、それから漁船漁業でいいますと、これは漁船の規模みたいなものなんですけれども、養殖場面積、一般的には養殖能力に比例するというふうに考えられておりますので、制限措置として設けたものですが、実態を調査したりしますと、ウナギの養殖業については必ずしも養鰻場の面積イコール養殖能力ということでもないということもありまして、今回につきましては実績者、これまでの許可された実績者の中で最小値を取って3平方メートルということで定めております。

それから、「③養殖場の数」につきましては前回から規定をしておりますが、今回はニホンウナギとニホンウナギ以外の種のウナギについて、さらに、これは初めてですけれども、一度も飼育されたことのないウナギ、それから既養殖ウナギということで分けて養殖場の数をそれぞれ規定しております。これは説明のところにも書いてありますが、養殖場の数が無制限に増加するというのは生産性等々を考えると好ましいことではないということで、なるべく細かく規定して、実態ごとに、数が増えないように管理をしていくという考え方に基づいております。

「許可の申請期間」につきましては、従前どおり3か月ということにしております。

次のページを御覧ください。

「許可の有効期間」につきましては、国際協議の結果を踏まえての数量の設定でございますので、それが変わるという可能性も含めて、短期許可の1年間ということで、これも従前と変わりませんが、しております。

それから、「許可の基準」であります。(4)の(1)、ニホンウナギの方の例で申し上げますと、初めのところに書いてあるのは漁船漁業と一緒にすけれども、実績者優先の考え方で、実績者がこれまで営んでいる許可と同じ内容で申請したときには、その者に許

可をします。それによって定めた数が公示等の数を下回る場合には、この数の差の範囲内で許可をするように、あるように、1キログラムを単位として行っていくのですが、それを更に上回るような申請があるときには、くじによって定めるという考え方です。

「既養殖うなぎのみを養殖する養殖場」につきましても、同じような考え方の許可の基準で許可を行っていくということです。

それから、「(5) 許可に係る条件」については、これも従前どおり付けていた条件で、特にニホンウナギ以外の種のウナギにつきましては、公共水面に放出しないこと及び逸出を防止するようなことを、措置を講じるということを許可の条件として付すことにしております。

最後、3のところの今後のスケジュールですが、公示日としては7月8日を予定しております。そこから3か月の申請期間を募って、許可日については従前どおりというか、11月1日ということで行っていくということとしております。

それで、資料3-3と3-4につきましては後ほどお目通しいただければと思います。

最後に、19ページの参考1を御覧ください。

公示内容とは直接関係ないですが、4月末日をもちまして、「今漁期」と呼んでおります、昨年11月から今年の4月末日までのシラスウナギの採捕シーズンが終わりましたので、簡単に今漁期の池入れ動向を御説明しておきたいと思っております。

黄色い囲いの一番初めのところですがけれども、シラスウナギの国内採捕量には、御存じのとおり年変動がありまして、獲れない年にはそれをほかの国・地域からの輸入で補っているというのが池入れの構造です。

「今漁期」と呼んでいる昨年11月から今年4月までは、台湾とか中国での採捕が好調でした。そのため、年明けの1月頃までは輸入シラスウナギの池入れが進んだということです。

一方、今年の3月ぐらいからは国内での採捕もまとまってきたということで、トータルとして池入れが進んで、結果としてはこの下にある棒グラフの一番右側を御覧ください。

「令和3年」と書いてある18.1トンというのが今漁期の池入れ結果です。内訳は、輸入が7トン、国内採捕が11.1トンということになっていまして、これは結果的に直近5漁期のおおむね平均的な池入れ数量となっております。これの前の漁期が左側のグラフにあるように20.1トンという、かなり近年では豊漁だったということもありまして、それで今年も平均的な池入れということで、丑の日に向かってウナギの供給不安みたいなことは今のと

ころ出てきていないというのが池入れ動向を踏まえた現状ということだと考えております。

説明につきましては以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

山内委員。

○山内特別委員 すみません、ありがとうございます。

資源管理の中で池入れの規制をしていくということが非常に有効的であるというお話は何度も伺いして、テクニカルには必要なのだなというのは理解しているんですが、一般の方にも「ウナギの資源というのを利用し続けていいのかどうか」という御質問を受けることが多いんですが、この方法でやっていけば、10年後には資源というのが、こちらにも書いてある「持続的な利用」というものが実際には可能になっているというふうに、そういったロードマップに基づいて池入れの管理がされている、資源に対して資源が持続的なレベルまで回復するということを想定していますというふうに言えるものなのでしょうか。

○栽培養殖課長 これはいろいろな方にお話ししているんですが、ウナギについては、従前この資源管理分科会の方でも御審議いただいているような、アジ、サバ、イワシといったデータがあって、親子関係も明らかになっていてというようなものとは全く違う構造になっておりまして、予防原則みたいなものに基づいて先手先手でとか、これがウナギ資源のためになるんじゃないかということで進めてきたというのが実態です。

何とかアジ、サバ、イワシに少しでも近付けるように基礎的な資源調査だとか何とかというのもやってはおりますが、まだそこへ追い付くようなデータとかの構造には全くなっていないということです。現象としては、昨シーズンと呼んでいるところが豊漁だったという現象があるんですが、今漁期もそんなに悪くなかったということなんですけれども、それをもって資源はどうということは我々は申し上げられるようなデータというか、分析ができない状況にありますので、引き続き基礎的なデータなんかとか資源調査を進めながら今ある仕組みを——まあ、これでいいということでもありませんので、いろいろな御意見も伺いながら、必要に応じて手直しをしながら進めていくということが実態、現状ということだと考えております。

○山内特別委員 ありがとうございます。土用の丑の日も近いですので。昨今、ちょっと

大型のリテラーさんなんかでも、土用の丑の日にウナギそのものをプロモーションするのはかなり避ける傾向にあって、そうするとせっかく資源管理の回復を目指してしているものが安心して消費をしていただけないという形になってしまうこともあるかと思うので、そういったロードマップも広く一般に示していただけるといいのかなというふうに思いました。

ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森特別委員 ありがとうございます。ただいまの御質問に対して、業界の方から一言言いたいと思います。

ウナギの資源というのが話題に上りまして、またいろいろなマスコミ等、メディア等でも言われていますけれども、業界としても、まず数量の制限をしようということで、4か国地域で制限をいたしました。そして、採捕の量とか、無制限に獲っていただくことはもうやめようということで、日本はずっと採捕期日とか採捕期間とかを設けてやっていたんですけれども、中国、また台湾、韓国においてもそれを呼び掛けて、それが守られるようになりました。また日本におきましても一昨年ですか、採捕量がある程度に来たものから全国的に採捕を中止しようということで、4月いっぱいまで採捕期間がありましたけれども、3月でもう採捕を中断したという例がありまして、とにかく業界といたしましても採捕者から養殖業者まで持続していこうということをいつも話し合っています。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

内田委員。

○内田委員 内水面の漁業、あるいは遊漁の方からお話したいと思います。以前は川や湖で3,000トンぐらいウナギ（黄ウナギ）を獲っていました。それが今では70トンを切っていて、親が育つべき沿岸から河川・湖での漁獲圧が非常に低い状態になっています。その上で、10月から12月程度の下りウナギの採捕を今自主的に禁止しており、内水面の漁場でも資源の回復を狙って取組をしているところです。

ただし、ウナギが棲む場所が劣化しています。川が平坦化したり、あるいは浅くなったり、それから起伏がなくなっていたり、隠れ家がないというようなところです。今、水産庁の方でも、石倉と言って石を、石積みの隠れ家を置いていくような、そういう

事業もやっていただいています、やはり魚がちゃんと棲める場所を確保していくというのがウナギ資源の回復につながると思います。

実際に産卵場で獲れたウナギ、11個体だったと思いますが、その耳石を分析してみたら、2個体は明らかに日本の太平洋側の北側（若い地層を流れた河川）から来遊していました。日本の親を守るということは、ひいては将来的にシラスウナギとなって帰ってきますので、非常に大事だということで、水産庁の方でも、総合的に対策を取っていただいていると思いますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。1つコメントと1つ質問なんですけれども。

資源のことで言うと、ウナギは多分ハビタット・ロス、生息場の縮小ってかなり大きいと思うんです。江戸時代とかであれば、田んぼが広大な餌場としてあったわけです。それ今全然ないわけですから、それ考えたら本当に生息場って縮小してしまったので、何とか少しでも回復できればなというふうに思います。

それから質問の方なんですけれども、その他のウナギについては種別に規制を掛ける予定はないのかということです。

○山川分科会長 櫻井養殖課長。

○栽培養殖課長 お答えします。今のところ輸入されてきている実態としては、ビカーラ種がほとんど全てということになっているので、すぐに何か種を分ける必要があるとは認識していないんですが、これから動向を見ていく中で、ほかのウナギの種が出てくれば、ビカーラはビカーラでデータがほとんどないというような状況もあるんですが、そういうことを含めて検討していくということはあるというふうに考えております。

○田中委員 ビカーラは2種ありますよね。その識別がまだできないということでしょうか。空港とかでは。輸入した時点で。

○栽培養殖課長 そういうことも含めて、多分テクニカルな問題も多々あると思いますので、そういうところも調べながら、御助言をまた頂きながら考えてまいりたいと思います。

○田中委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、諮問第361号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第360号と第361号について、確認のために答申書を読み上げます。

答申書

3 水 審 第 18 号

令和3年6月21日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和3年6月21日に開催された水産政策審議会第110回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第360号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第361号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

では、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料4-1のセットを御覧いただければと思います。

「太平洋クロマグロの資源管理について」ということで、こちらは協議事項となっております。

りますが、中身については、いくつかの報告事項と協議事項を併せて一括で処理させていただければということでございます。

報告。まず、資料の表紙の下のスライドです。こちらに項目が書いてございますけれども、まず私の方からこれらの項目について報告をさせていただきます。その後、4つ目の「かつお・まぐろ漁業の管理状況について」からの流れになりますけれども、かつお・まぐろ漁業に法に基づくIQを導入することに向けての検討の進め方ということで、これを協議事項といたします。

その後に、こちらは直前の動きで資料は用意していませんけれども、遊漁におけるクロマグロ採捕の管理について御報告をすると、そういう流れになります。

資料を1枚めくっていただくと、まず管理期間の図がございまして、あと2ページ目の下段と3ページ目の上段に、それぞれ小型魚、大型魚、4月30日時点の漁獲の状況を掲載しております。

続きまして3ページの下、スライドの5番ですけれども、未利用分の繰越し等による追加配分の結果報告ということで、こちら数量の変更等について事後報告で対応させていただくということで、その報告ということでございます。

めくっていただくと、配分の基本的な考え方、4ページ、5ページにございまして、6ページの方、上段のスライド番号10、こちらに繰越しの実績ということで、小型魚、大型魚に分けた表を載らせてございます。

3月にこの配分方法について諮問したときとの大きな違いが、大型魚については、その当時の見込みとして、未利用分として繰越しできるものが800トン程度になろうかということでお示しをさせていただきましたけれども、結果としては2月、3月の積み上がりが前年と比較すると、それほど多くなかったということで、国としての繰越し上限の829.9トンまで繰り越すことができたというところが大きな違いでございます。

あと留保のところの漁獲実績を小型魚3トン、大型魚9.2トンということでお示ししてございますが、こちら試験研究目的での採捕について調べて、こちらに含めているということでございます。

6ページの下段、7ページの上段は都道府県別の消化状況、漁獲の実績等をお示したものでございます。

7ページの下段、スライドの13番でございますけれども、こちらが追加配分の全体像、都道府県別のものは後ろの方にありますけれども、お示しをさせていただきます。左端が令和

3 管理年度の当初の配分ということで、そこから管理区分ごとの上限10%での繰越し、あと国の留保への戻し入れなりというところ。あと一旦国の留保に入れてからの追加配分ということで、項目ごとに何トン追加したというところをお示ししてございます。

一番端が区分ごとの追加配分後の数量ということで、留保については小型魚250トン確保するというところでしたが、端数としてプラス3トン。253トンという形になっております。

大型魚については、先ほど申し上げたように、繰越しの数量が当初想定していたものより多かったということで、50トン残すという前提でございましたけれども、結果としては31.7トン余分に繰り越して、81.7トンということになっております。

次のページ、8ページ、9ページ、10ページについては、追加配分のやり方、3月の分科会にお諮りした考え方をお示したものでございまして、1つ、10ページの下段、スライドの19でございますけれども、こちら、今回からの採用、導入をした消化率が高い都道府県への追加配分。消化率メリットという形で配分したものの実績でございまして。小型魚、大型魚それぞれ消化率8割以上の都道府県、小型魚は18道府県、大型魚は12都道府県ということで、それぞれ50トンを均等配分するという形でございましたので、それぞれ2.7トン、4.1トンを配分したという結果となっております。

次のページ、11ページの上段、下段、小型魚、大型魚で都道府県への追加配分の内訳についてお示した表でございまして。

まず、追加配分に関する御報告は以上となりまして、続きまして13ページの方に移っていただいて、こちら第1回目の配分量の融通の結果報告でございまして。

13ページ下段にありますように、3月に要望調査の方を水産庁でやりまして、この表にありますように大中型まき網、あと7道県の方から小型魚、大型魚の交換の要望が出てきたということでございます。

次のページに移っていただいて、上段にこの大中まきの小型の108.6トンと7道県からの大型魚108.6トンで、充足割合100%ということで、融通が成立したということでございます。こちら、その結果を表にしたものが14ページの下段と15ページの上段ということになります。

続きまして、3つ目の報告事項でございまして。かつお・まぐろ漁業の管理状況についてということで、まず16ページの上段、スライド30番でございますけれども、こちらはかつお・まぐろ漁業の管理の枠組みでございまして、小型魚については1月～12月の通年管理、

大型魚については1月～3月、4月～12月の二つに期間を分けての管理ということでございます。大型魚については4月～12月の間について自主的な取組ということでI Qの試験的实施を行っているという形です。

下段のスライド31でございます。こちらは前回の分科会でも御報告したんですけれども、まず、小型魚について4月の中旬に漁獲が積み上がりまして、配分数量の超過となったということでございます。前は速報値での報告でございましたが、今回は法に基づくT A C報告の数字でお示しをしております。

結果として80トン超の状態、前回の分科会の翌日に採捕停止命令の方が出ておりまして、漁獲としては止まっておりますけれども、超過していることには変わりはないということでございます。

5月14日に先ほどの追加配分で、漁獲可能量は68.2トンまで増えておりますけれども、超過した状態ということでございます。

こちらについては、次年度に向けて再発防止策を業界、水産庁の方で検討していくこととしております。

続きまして、17ページの方に移っていただき、大型魚の方でございます。上段については、こちら前回の分科会で御報告しておりますけれども、1月～3月の分については、2月19日に目的操業停止の勧告というところまで行って、こちらについては超過が生じずに管理の期間を終了しているということでございます。

続きまして、下段、スライドの33でございます。先ほど申し上げましたように、4月～12月は自主的な形でのI Qの実施ということで、こちらにグラフを2つ掲載しておりますけれども、下の方が昨年の積み上がりの状況でございます。こちら、昨年と比較すると積み上がり方については比較的緩やかになって、昨年のような漁期の期間開始直後に急激に積み上がって採捕停止というような状況にはなっていないということで、そういう先獲り競争的なものを抑制する効果というのは一定程度表れているものというふうに考えてございます。

こちら、今年度については4月末まで載せてございますけれども、これT A C報告ベースということで、現時点では4月末までのグラフとなっております。

続きまして次のページ、18ページの上段、スライド34でございます。

今、申し上げましたとおり、全体としては自主的なI Qをやることによって、急激な積み上がりがある程度抑えられていると。データ収集、資源評価に用いるデータ収集という

意味では良い影響が出ているというように考えられるわけですが、一方で細かく中身を見ると、特に管理の面ではいろいろと問題が生じているという状況でございます。

先ほど申し上げたとおり、資源管理基本方針の中でも、総量管理に組み合わせて自主的な取組として試験的なI Qを行うと資源管理基本方針の別紙にも書いているところございまして、こちら2つの団体の方に自主的な取組の根拠とすべき配分の数量を水産庁から通知をしたというところは、前回の分科会までで御報告したところでございます。

これまでの状況を見ますと、まず大多数が所属している全国近海かつお・まぐろ漁業協会については、試験的に配分を割り当てて実施しているということでございますけれども、追加配分を実施する前の段階では、15隻程度がこの割当てを、個別の割当てを超過しているという状況が生じていたということでございます。現時点では追加配分と、あと船舶間の移転等によって超過は解消しているということでございますけれども、こちら法に基づくI Qになった場合には、最終的な帳尻が合えばいいというような仕組みではございませんので、一時的にでも超過が生じているというのは、これは問題であるというふうに考えております。

あと一方で、全日本マグロはえ縄振興協会の方は下の表にございますけれども、そちらの方に根拠とすべき配分数量ということで、約11トンということでございますけれども、30トン獲られていると、超過しているという状況でございます。水産庁としては、指導なり協力要請をやってきているわけですが、あくまでも自主的な枠組み、法的な拘束力がない中で、ちょっと限界があるというような状況でございます。

次のページ、資料4-2は、追加配分を行ったときに両団体に、根拠とすべき配分数量はこれこれですよということを通じた文書をお示したものでございます。

続きまして21ページ、資料4-3を御覧いただければと思います。かつお・まぐろ漁業における漁獲割当て（I Q）制度の導入に向けた検討の進め方について、ということでございます。

今ほど御説明いたしましたけれども、現時点では途中経過ということになりますが、I Qというやり方、この連続性のあるデータ収集には一定の効果があるということですが、一方では取組の状況に差があるといった点で、管理上は問題があるというふうに考えております。

1の「経緯」で、漁業法との関係、あるいはそのデータ収集との関係を書いてござい

すけれども、水産庁としては令和4管理年度、次の管理年度から法に基づくIQということで進めたいと考えておりました、その中身、制度設計について検討を進めたいと考えてございます。

2として、かつお・まぐろ漁業でのIQ制度設計に向けた要検討事項とお示ししてございます。21ページから22ページの方に(1)から(4)まで制度の骨格となる項目、こういうのがございます、というのをお示ししております。既に新しい漁業法の下でIQ制度を導入している魚種、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ、あるいは大中型まき網のサバ類がございます。それらについては、これまでの旧制度の下でのIQですとか、自主的な形でのIQの取組ということで、IQの管理経験もあり、あと、業界もある程度意見等まとまっているということもあって、こういった項目について、これまで分科会の方で踏み込んだ議論はしてきておりません。

一方で、かつお・まぐろ漁業についてはこれまでの積み上げというか、経験がないということと、先ほど申し上げたように業界の内部も必ずしも意見、姿勢が一致しているものではないということで、丁寧に関係者から意見を聴き、あるいは分科会の方から御助言を頂いて、制度の中身を固めていきたいということで、今回、こういう検討の進め方について御協議いただきたいという考え方でございます。

それで、具体的に検討が必要な項目としてどういうものがあるか、あらかじめ委員の先生方にお示しをしたいということで、今回こういう資料をお示ししているわけですがけれども、まず検討事項の(1)として「管理区分の漁獲可能期間」というのがございます。現状、1月～3月、4月～12月で分けて管理しているわけですがけれども、今回の漁獲の積み上がり方等を見て、周年で管理するという方法も取り得るのではないかというふうに考えているところでございます。

(2)として「漁獲割当割合の設定対象者」ということでございます。漁獲割当量の基本となるのが割当割合でございますけれども、その対象者として、かつお・まぐろ漁業のうち、基本的には「近海まぐろはえ縄漁船」というものが基本の対象者になるのではないかと考えておりますが、具体的な線引きとか、そういったところは詰めていく必要があるということでございます。

(3)として、「漁獲割当割合の有効期間」でございます。こちら、省令では5年というのが規定されておりますけれども、同じ省令の中で、資源の特性及びその採捕の実態を勘案して、短縮することもあり得るということになっております。この期間の設定につい

ても、1つの大事な検討事項になるというふうに考えております。

続きまして、次の22ページの方に行ってください、(4)の「漁獲割当割合の設定基準」ということでございます。こちら設定基準を定める際に勘案する事項として、法律の17条3項、あと省令の方にも勘案事項が、この①から④まで規定をされております。①として、船舶等ごとの漁獲実績、②として、船舶の総数又は総トン数、③として、採捕する者の数、その採捕の実態又は将来見通し、最後に、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数と。こういったものをどう組み合わせて基準を設定するかというところが非常に重要になってくるかと思えます。

最後、3として、「今後の進め方(案)」と書いてございます。こちら、水産庁としてこういう形で進めさせていただきたいというような御提案というか、考え方でございます。次の令和4管理年度に導入するとすると、最速でということになるかと思えますが、想定されるスケジュールとしては次のとおりということで、まず7月の下旬、来月に次の資源管理分科会を開催していただいて、先ほどの検討事項についてということになりますけれども、水産庁としての考え方、これが制度設計の素案となりますが、これを説明するとともに、対象となる漁業の関係者からの意見聴取、ヒアリングを実施したいということでございます。

これは、具体的にどういう方かということになりますけれども、こちら、漁業の操業、あるいは採捕の実態等に精通されている——まあ、団体としては2団体ありますので、その団体の代表者の方、あるいは傘下の漁業者の方を参考人として呼び出して、御意見を聴くということを考えております。

で、この分科会で御議論を頂いて、その議論を受けて案の中身を作成し、パブリック・コメント手続等もございますけれども、9月の中旬頃を目途に、この基本方針の別紙の改正案を審議会の方に諮問して、決定をしたいということでございます。

年内のしかるべきタイミングで、まず漁獲割当割合の設定、あと②として令和4管理年度の、当初の漁獲可能量、あと配分の案について、これ、通常は12月頃にやっておりますけれども、こちらを諮問して、決定をします。最終的に、この割当割合と、TAC及びその配分が決まりますと、その年の割当量、年次漁獲割当量を設定できますので、これを設定するというので、これを年内のしかるべきタイミングで行いたいということでございます。それを受けて、4年1月1日から新たな管理年度が開始されるということでございます。

それで、今回の分科会では、次回の分科会で関係者からヒアリングを行うという、この件についてヒアリングを行うということについて御決定いただければということで考えております。御決定いただければ、参考人の出席依頼等の事務手続については分科会長の指示を仰ぎながら事務局の方で対応することとさせていただければというふうに考えているところでございます。

協議事項については以上でございまして、最後に遊漁の関係につきまして、沿岸・遊漁室長から御説明をいたします。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長、松尾です。

私の方からは、今年の6月1日から導入されております遊漁におけるクロマグロの採捕の規制につきまして実施状況を報告させていただきます。

先週後半ぐらいにいろいろ動きがあった関係で、ちょっと資料のセットの方が間に合っておりません。恐縮ですが、口頭で説明させていただきます。

遊漁のクロマグロの採捕規制につきましては、今年の3月の資源管理分科会でも報告させていただいておりますとおり、今年の3月の太平洋、それから日本海・九州西、それから瀬戸内海の3海区の広域漁業調整委員会の指示に基づきまして、今年の6月1日から、30キロ未満の小型魚については採捕禁止、30キロ以上の大型魚につきましては採捕した尾数、数量等を水産庁に報告するという措置が導入されて20日程度たっているところでございますが、大型魚の報告につきまして6月1日、制度導入当初から、これまで想定していたものというのを大きく上回る数量の報告が寄せられているところでございます。

具体的にいいますと、水産庁の方で過去3、4年間ですか、都道府県を通じて遊漁船、釣り船によってどのぐらいクロマグロが漁獲されているのかということアンケート調査で把握を試みてきたところでございます。これによりますと、近年増えてきつつあるんですけども、おおむね5トン前後、全国で1年間で5トン前後。これにプレジャー・ボートの分も含めてプラス・アルファ、5トン前後プラス・アルファの程度の漁獲が遊漁によって行われているのではないかというふうに見込んでいたところでございます。

それに対しまして、今年の6月1日から先週の水曜日、6月16日時点で報告のあった漁獲の数量というのが大型魚だけで10.8トンでございました。その多く、ほとんどが日本海の、日本海中部・北部における漁獲です。合計で264尾、重量で10.8トン、平均重量41キロということで報告がありました。

それで、このままの水準で遊漁によるクロマグロの採捕が進んでいくと、これはT A C

制度に基づく現在の枠組みにおける管理が非常に難しくなると。先ほどありました国の留保枠、大型魚80トン余りということであったんですけれども、遊漁における採捕量というのはこの中で見ていかないといけないわけなんですけれども、その管理が非常に難しくなっていくということで、場合によっては遊漁によるクロマグロの採捕を一斉に止めなければならぬと、そういう追加的な規制措置を導入せざるを得ないという状況になってしまっています。

当面の対応としまして、先週、6月17日付けで水産庁の方から関係都道府県、それから遊漁関係団体、それから全漁連の方に対しまして、日本海、九州西部海区におきましては今年12月末までの間、クロマグロを目的とした遊漁を控えていただくよう協力要請を行ったところでございます。

これらの協力要請文、それから私が今説明の中で引用しました報告状況等につきましては、すみません、資料の方をお配りしておりませんが、水産庁のホームページ、「遊漁の部屋」の方で公表しているところでございます。恐縮ですが、後ほど御確認いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明ですけれども、クロマグロ漁獲可能量の追加配分と融通、それから、かつお・まぐろ漁業の管理状況、遊漁に関する報告と、それから協議事項として、かつお・まぐろ漁業における法に基づく漁獲割当て、I Q管理の導入に向けた検討の進め方ということで、次回分科会で漁業関係者からのヒアリングを行うこととしてはどうかと、事務局からの御提案でございました。

これらについて何か質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。広調委の会長としては、黙っているわけにはいかない事態になっています。

まず1つ質問なんですけれども、どの県がたくさん獲っているのかということ、まずそれを教えていただきたいんですが。

○沿岸・遊漁室長 地域的なところなんですけれども、最も多いのが石川県です。10トンのうち6割、7割が石川県です。これは属人ですので、海域が石川沖とは必ずしも限らないんですけれども、人を見た場合、石川県、それから新潟県の漁獲が突出しております。

○田中委員 ありがとうございます。獲っているという県がそのうちの、2つのうち1つが広調委でも指摘されている県ですね。やっぱり何らかの、遊漁の組織がないのも分かるんですけども、対応が難しいのは分かるんですけども、それだったらステークホルダー会議じゃないけれども、声を掛けて組織化させることが必要じゃないかと。参加したやつに組織を作らせて、その人たちに枠を渡すという、そういうことをやらないと、今のまま待っていても全然進まないんじゃないかという気がするわけです。組織がないからできないんです。

多分、これ次の広調委、大もめにもめるだろうというふうに予想されるので、何かその辺の対策を次回の広調委までにお考えいただけると有り難いんですが。

○山川分科会長 いかがでしょうか。松尾沿岸・遊漁室長。

○沿岸・遊漁室長 先ほど説明でも申し上げましたとおり、協力要請を今しているわけですけども、もし仮に全く歯止めが利かないというようなことになったならば、これは同じ広域漁業調整委員会で採捕を停止するような指示を追加で出さなければいけないということになると同時に、遊漁の数量管理をどうしていくのかということについて一步話を進めていく必要が出てくると思っております。具体的には数量を配分する、その中で管理する。その際に遊漁は非常に裾野の広い、不特定多数の人を相手に、遊漁者、あるいは遊漁船業者ですけども、それをどこまで細分化して地域的に分けて実効性ある形で数量を管理していけるのかということではTAC制度による管理に遊漁を組み込んでいくに当たって、その課題として検討していくことになろうかと思っております。

海域ごとに配分するぐらいのことはしなければいけないんでしょうけれども、そこから更に各県に割り当てるとか、あるいは団体単位で割り当てていくというのは漁業でもなかなか難しいところがありますので、どこまでできるかというのは今後の課題として検討していきたいと思っております。

○田中委員 よろしく申し上げます。

それからもう一点は、かつお・まぐろのIQの件なんですけれども、是非進めていただきたいというふうに思います。このままよりは断然いいと思いますので、よろしく申し上げます。

○山川分科会長 あとウェブで御参加の堀内委員からも御質問があるということですので、堀内委員、よろしくお願ひいたします。

○堀内委員 堀内です。よろしくお願ひいたします。

今の遊漁に関してなんですけれども、遊漁は6月1日から委員会指示が出て、これは我々漁業者は非常に評価しております。ですが、この6月1日の委員会指示に対して、日本全国で遊漁が漁船登録を行っているという現状があります。さっき田中委員の方からありましたように、特に石川、新潟、千葉、宮城、そして青森で遊漁船が漁船登録に変更している事例が多々見受けられます。これは今の遊漁船のベースでいくと、年間250トンベース。

なぜ彼ら遊漁者が漁船登録を取得するかというと、どこの港でも入っていけるんです。そして、マグロの移動に合わせて北上、南下を彼ら遊漁者が自由にできます。今の概算ベースで250トンですけれども、これは予測が甘いと思います。

現状、漁船登録、遊漁船が漁船登録に関しては非常に安易にできる現状です。法律では、読み込んでいくと、非常にグレーな部分があって、その部分を突いて、各都道府県でいろいろな人が動いて漁船登録を行っております。

漁船登録は各都道府県が行っているんですけれども、その後の指導が全然なされていません。遊漁船が漁船登録を取得して、現在、今、反応が来ていると。そこの港に入りたい、漁協に入りたい。それで、我々は漁船登録を都道府県から取得しているので、何か文句があるのかと。現状、船を泊める所がないと各漁協が断っても、そういうのであれば、遊漁者の方々は法的措置を辞さない、そして係船、船をつないで遊漁を行うと。

各地で今、非常に問題が起きています。青森でも起きています。これに対して水産庁の許可の仕方、余りにも安易ではないか。その辺を伺いたいと思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。これについては御意見を承ったということで、御検討いただくということでよろしいでしょうか。あるいは今何かコメントがございましたら、よろしく願いいたします。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田でございます。御意見ありがとうございます。

今堀内委員から言われた話の中には、漁船登録の話と、あと遊漁における、あるいは漁業におけるクロマグロの数量管理の話、両方が含まれているんだと思います。しっかり全体像を捉えて、我々の方も、どちらかを一方的に規制するというのはちょっとおかしいので、しっかり秩序ある形で管理ができるように、今承った意見も踏まえながら検討を進めたいと思います。

そういった意味では、今後、各県、あるいは漁業者の方にいろいろ御意見をお伺いする機会があるかと思います。その際は是非御協力をよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

I Qの法に基づいた制度の導入というのは、私も前に進む非常に大事なステップだと思っております。その上で、それとは関係なく2点コメント、又は質問なんですが。

1つは、この管理年度、管理区分のところで、小型はかなり超過をしてしまって、大型は超過を抑えられたという、これはI Qを自主的な導入ではあれ、やはり導入していたところで少し意識改革があったというふうに感じられているのかということと、あと小型魚の枠がかなり超過しているというのは、恐らく今年もW C P F Cで枠の増加を御提案される予定なのかは思うんですけども、かなり、実際に皆さん自身が超過するというところは、これをもって非常に国際的なバックアップが受けにくくなるというところというのの御理解がどのぐらい進んでいるのかなという疑問がありました。

なので、逆に小型魚の超過を防ぐのであれば、停止命令が多数の漁業者が対象ということで少し遅かったと見ていらっしゃるのか、それとも内容が少し不十分だったと思っていられっしゃるのか。何か改善として、今回の状況をどのように分析されているのかというのを1点お伺いしたいと思います。

あと2点目は、私もレクリエーション・スポーツ・フィッシング、遊漁のクロマグロの漁獲なんですけれども、今も、どうやって現状のT A Cの管理の下に置くかということは難しいというお話、まだ、これから検討が必要というお話があったんですが、国際的に極めて厳しい資源回復計画を今入れているという状況を考えると、これ通常は、どうやって管理していいかという方策が決まるまでは採捕禁止をするべきだというのが、通常は出てくると思います。もちろん、国内のいろいろな調整等はあると思うんですけども、報告も含めてかなりこの点を透明性を持って設定していかないと、なかなか国内での資源の回復管理の推進というものにも障害が及ぶのではないのかなという懸念をしております。

3点目は、I Qの制度は本当に実施していただきたいという前提での質問なんですが、I Qを導入する中で、恐らく船上でのモニタリングであったりですとか管理の体制というのが、少し人手が必要になったり、キャパシティを、リソースが必要になる部分もあると思うんですけども、そういった部分ではどのように、例えば、船上で海上投棄だったり、ハイ・グレーディングみたいなのが起きないようにとか、そういった問題がI Qを導入す

るとどうしても懸念されるかと思うんですけれども、そういったところの水産庁さんの手当てといたしますか、キャパシティをどのように、どういうふうにモニタリングを強化されていこうと思っていられるのかということをお聞かせいただければと思います。

○山川分科会長 まず小型魚の管理に関する御質問につきまして、魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 こちら小型魚の超過は、事実関係というか、経緯から申し上げますと、ちょうど積み上がる、枠を超える超えないという、超える直前の積み上がりの段階で週末を挟んだというところは事実関係としてはございます。

一方で、この資料の16ページ、スライド31を見ていただければと思うんですけれども、まず4月12日に「採捕自粛（業界による自主規制）」というのがございます。こちら、資源管理計画に基づいて、早めに自粛なり何なりをやるということでございますけれども、こちらはもちろん、超過が起きないようにそういう取組をやられているということで、まずこの自粛の措置等をきちんとやられていたのかというのは、1つ精査する必要があるんだろうと思います。そこは履行の確認等は資源管理協議会という組織でやることになっておりますけれども、仮に、皆さんしっかり自粛等守っていたのに超過したということであれば、その取組の内容自体を、もうちょっと考えないといけないということだと思いますので、そこは中身をもうちょっと精査をして。一方で、更に早めにストップを自粛で掛けるとなると、枠の有効利用とか、そういったところもありますので、そこは中身を見ながら自主的な取組の内容としてどういう改善ができるのかということを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

小型魚の積み上がりについては以上でございます。

2点目、枠の全体的な管理、遊漁も含めてということでございますけれども、そちらの方についても、先ほど松尾室長から御説明した中身と重複するかもしれませんが、仮にTAC制度の中に入れていくということであれば、どういう形で、配分の考え方というのもきちんと関係者で議論して定めないといかんというのがありますし、そういう中でやっていくということかと思えます。

最後、IQを導入した際の取締りというか、管理、遵守確保というところでございます。こちら、担当としてはかつお・まぐろ漁業室になりますので、成澤室長の方から。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室の成澤でございます。

まず船上の管理なんですけれども、私も実際、銚子に水揚げ検査に行った際に、事前の

体重の申告と実際の水揚げしたのを量った数量を見たんですけれども、非常にびっくりしたんですけれども、すごく正確なんですね。遠洋まぐろはえ縄は実際に船上に台ばかりを持って量っているんで、それがどんぴしゃなんですけれども、今、近海まぐろはえ縄の人たちは体長から体重を換算する式を持っていまして、それは水研センターが最近配られたということで、これはなかなか正確な数量が出ているということなんで、船上の管理というのは、ある意味、そこで一定できるのかなと思っています。

それから、水揚げ検査に関しても、それはよく御存じのとおり、ミナミマグロと大西洋のクロマグロは、指定港をした上で全量検査というところが理想なんですけれども、マンパワーの問題もあって、一足飛びにそこにはいけないと思いますけれども、まず遠洋まぐろはえ縄はタグ付けをやっていると思うんです。そういったことも1つの検討材料になっていくのかなというふうに思っています。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

あとウェブで御参加の川辺委員から御質問があるということですので、川辺委員よろしくお願いたします。

○川辺委員 ありがとうございます。

今山内委員からの御質問と重なっていたところで、I Qの取締り、どうされるのかなというのが1つありますが、お話を伺うと、船上管理、かなり正確だということで承知しました。

それで2番目の質問なんですけれども、資料4-3でI Q制度の導入に向けた検討の進め方についてということで、この検討を進められるのはとてもよろしいんじゃないかなと思っています。

ここでちょっと気になったのが、1番、経緯と書いてありまして、2段落目でかつお・まぐろ漁業、くろまぐろ（大型魚）について、「近年の漁獲の状況から、その操業により収集されている漁獲データの有用性について疑義が呈されている」と。これだと具体的にどういうことなのか、ちょっと教えていただければと思いました。

以上です。お願いします。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 この2段落目に書かれているデータ収集との関係ですけれども、こちらは昨年秋だったと思いますけれども、分科会でも議論になった点でございます。こ

ちら昨年、あるいは一昨年の漁獲の状況ですと、管理期間が始まる、あるいは追加配分が行われる、その直後に急激に「先獲り競争」ということで漁獲が積み上がって、枠の満限近くまで行って採捕停止、これは自粛か公的なものかに関わらず掛かると。そうすると漁獲が止まって、一定期間漁獲データが欠落した期間が生じるということで、それを繰り返すと、データの連続性というか、期間的、あるいは海域的なカバレッジというのが非常に下がるということで、そういうデータは、資源評価になかなか使いづらいというか、そういうものを使おうとすると精度が落ちて、我々の立場からすると、増枠につながるような結果になかなかつなげづらいということで、昨年、分科会の方で、田中委員、あるいは山内委員、あと堀内委員からも御意見があったと記憶しておりますけれども、そういう急激な積み上がりを抑えるにはIQというのがいいのではないかとというような御指摘、御助言いただいて、現在の自主的な取組というのが始まった……まあ、直接的な端緒になったということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。川辺委員、よろしいでしょうか。

○川辺委員 はい、分かりました。全体の期間通してということではなくて、その期間についてということで承知いたしました。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○坂本委員 千葉県漁連の坂本です。

○山川分科会長 よろしくお願ひします。

○坂本委員 先ほど私の所の銚子の漁港の近海かつお・まぐろ、それについて船上管理のマグロの重量が非常に正確であったということでお褒めいただきましたので、まず御礼を申し上げます。

今のクロマグロのことだけじゃないんで、意見として聞いていただきたいんですけども、遊漁のことですが、水産庁の方は、今後TAC制度に基づいて魚の種類をだんだん増やしていくんだと、TAC制度の魚を増やしていくんだというようなことがあるわけで、そういった意味では、常に、その場合には遊漁の問題というのが出てくるんだというふうに思っています。

そういった意味ではクロマグロに対しての遊漁に対するやり方というのが1つの大きな試金石になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、まず、このクロマグロに関して遊漁の方にどういうしっかりした対策を取っていくのかというようなことに関して、

水産庁さんの方もしっかりしたやり方をやっていただければ、それをほかの魚種に対しても広げていくというような場合に、最初のクロマグロでやったことというのが必ず役に立っていくと思いますので、そういったことでよろしくお願ひしたいということです。

これは意見ですので、特に返答は要らないですけれども、そういうことでよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見を頂いたということで、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の方々もよろしいでしょうか。

では、かつお・まぐろ漁業への法的なIQ導入に関しまして、7月下旬をめどに開催を予定する次回分科会において、漁業関係者を参考人として招いてのヒアリングを実施するというようにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

参考人の出席依頼文書の発出等の事務手続につきましては、当方と事務局とで対応することといたしますので、御一任いただければと思います。

それでは、続きまして報告事項に入ります。

事務局から報告事項が2件あるということです。

まず、国の留保からの配分及び配分量の融通について、事務局から説明をお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料5を御覧いただければと思います。国の留保からの配分、あと数量の融通についてということで、こちらTAC、あるいはその配分の変更について、審議会に対して事後報告対応とさせていただいている件の御報告ということでございます。クロマグロについては先ほど御報告したとおりでございますので、それ以外の魚種ということになります。

3月の分科会以降に行った分ということで、項目的に今回多岐にわたっていて、案件も多うございますので、まとめて御説明をいたします。

1の「現行制度の概要」とございますけれども、事後報告での対応ということでいくつかタイプがございまして、まず(1)として、マアジ、マイワシ、についての、いわゆる「75%ルール」に基づく追加の留保からの配分ということ。

あと（２）としてズワイガニの日本海A海域、こちらについては関係者間で配分について合意があった場合の留保からの配分というところ。

（３）としては、当事者間の合意に基づく数量の融通ということ。

（４）として、スケトウダラ日本海北部系群について、こちら前年の未利用分をTACの５％を上限にして翌年に繰り越すというルールを新たに、新しいやり方を設けておりますので、その分の変更ということでございます。

具体的な今回の数量の変更の御報告の内容でございますけれども、まず、２の方に移っていただいて、まず１（１）、要は「75％ルール」に基づくものということで、まず、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、４月９日付けで国の留保から三重県に8,000トンを追加配分しております。

続きまして、「まいわし太平洋系群」でございますが、５月17日に宮城県に対して4,000トン进行配分しております。

次のページに行っていただいて、同じく「まいわし太平洋系群」でございますが、６月2日に国の留保から宮崎県に2,000トン进行配分しております。

最後、６月8日に国の留保から宮城県に2万トン进行追加配分としております。

続きまして、「まいわし対馬暖流系群」でございますが、こちら5月17日付けで国の留保から島根県に1万トン进行追加配分しております。

あと直前となって資料が間に合っていないんですけれども、先週の金曜日、6月18日に「まいわし太平洋系群」について、宮崎県に2,500トン进行配分しております。こちら、次の分科会において、資料も含めた形で報告をすることとさせていただければと思います。

続きまして、１の（２）ということで、「ずわいがに日本海系群A海域」の配分を受ける者の間の合意に基づく留保からの配分ということで、4月26日付けで2トン进行国の留保から沖合底びき網漁業等に配分をしております。

続きまして、１の（３）ということで、当事者間の合意に基づく融通ということで、まず、「まいわし対馬暖流系群」について、5月7日付けで石川県から大中型まき網に500トンの融通が成立しているということでございます。

あと、「まさば、ごまさば（太平洋の海域）」ということで、こちら6月16日付けで大中型まき網から三重県に5,000トン进行融通しているということでございます。こちらの2件、いずれもいわゆる「75％ルール」の条件を満たしていたんですけれども、この計算方法に基づく追加配分がゼロになってしまうというような状況でございまして、こちら石

川県、あるいは大中型まき網の方に融通という形で対応してもらったということでございます。この場を借りまして、対応いただいた石川県、大中型まき網の関係者の皆さんには御礼を申し上げたいと思います。

そういうことで、「75%ルール」、浮魚については「75%ルール」が採用されてから1年半ほど運用してきていて、かなり頻繁に使っていただいているんですけども、この計算方法の特性から、極端な場合にはゼロになってしまう、あるいは逆に非常に大きな数字になるということで、見直しが必要だというふうに考えております。なかなか計算方法、シンプルなものにしようとする完璧なものというのはいかなるわけでも、できるだけリーズナブルな数字が出るような形にすべく、いろいろな試算等を行いながら、次の管理年度に向けて、このルールの改正というのを、準備を進めたいというふうに考えております。

あと、また1件目の「まいわし対馬暖流系群」について、数量明示で配分されている大中型まき網、島根県、石川県、富山県の方では、こういう数量管理、柔軟性の実現に向けていろいろな、留保の活用ですとか融通の円滑化のための合意形成の枠組みを設けて取り組んでいきたいというふうなお話がございます。そういう中で、ズワイガニの日本海A海域と同じように、数量明示で配分を受ける者の間の合意が整った場合に留保から出してもらいたいというような要望がございました。こういったところ、水産庁としても非常に有益だと考えておまして、その方向で改正すべく、現在パブリック・コメント手続を行っております。次回の分科会になるかと思いますが、諮問させていただいて、御了承いただいた場合には、そちらの方は今漁期から、漁期中ではございますけれども、適用していきたいというふうに考えております。

最後、1の(4)に該当ということで、「すけとうだら日本海北部系群」の未利用分の繰越しに伴う数量の変更でございます。数量明示の北海道と沖合底びき網漁業の未利用分、TACの5%を上限に翌年に繰り越すということで、トータルとしては320トンの繰越しでございます。こちらを北海道と沖合底びき網漁業にそれぞれ274トン、46トンを上乗せして配分している。これは6月11日付けで配分したというものでございます。

私からの報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

細かいことで恐縮なんですけど、「ずわいがに日本海系群A海域」で、「沖合底びき網漁業等」になっているんですけども、「等」には何が含まれているのか。

○資源管理推進室長 大臣許可の「ずわいがに漁業」という、かごで獲られているものも同じ管理区分にしてございますので、それを「等」で、ちょっとここで丸めました。

○田中委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

井本特別委員から御発言があるということですので、井本委員よろしくお願ひいたします。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰まき網の井本です。

私から発言と想っていたのですけれども、先ほど魚谷室長の方から全て御説明いただきまして、この度、1の(3)に該当しています、マイワシの対馬系と、マサバ及びゴマサバの太平洋系ですけれども、この「75%ルール」の計算方式がちょっと裏目に出たという面がございました。

改めてなんですけれども、こちらの「75%ルール」の改善と併せて、先ほど御説明いただきました都道府県間、それから大臣管理区分の数量配分を受けている管理区分に関しましては、合意に基づく留保枠の配分というのを柔軟な対応を取っていただくように重ねてお願ひいたします。

私からは以上です。

○山川分科会長 では、御検討を進めていただきまして。

藤田資源管理部長。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田でございます。ありがとうございます。

日本全国でこのTAC管理につきましては皆さんいろいろ現場の方で御苦勞をお掛けしていると思うんですけども、今回は、いろいろ大中型まき網漁業と県の間でそれぞれの立場といいますか、そういう事情を踏まえた融通が円滑に行われたということで、大変有り難いと思っております。

引き続き、こういうできるだけ、お互いさまと言ったらおかしいんですけども、しっかり限られた枠を円滑に融通し合いながら、守りながら資源管理ができるという体制について皆様方の御理解と御協力をお願いしたいところでございます。

よろしくお願ひします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御発言等ございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、よろしいでしょうか。

では続きまして、不漁問題に関する検討会の報告について、事務局から説明をよろしく
お願いいたします。

○水産業体質強化推進室長 企画課の水産業体質強化推進室長の鹿田と申します。

今月4日に取りまとめられました不漁問題に関する検討会の取りまとめについて御報告
させていただきます。

資料の6-1が取りまとめ本体、6-2がその概要版となります。本日の説明は資料6
-2でさせていただきますけれども、資料6-1の最後には検討会の開催要領や検討会委
員の名簿なども載せておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、この資源管理分科会の委員また特別委員をされております先生方、3名の方にも
この検討会の委員として御参加いただき、貴重な御意見を頂きました。誠にありがとうご
ざいました。

では、資料6-2を御覧ください。

この検討会の開催の趣旨ですけれども、1の(1)にございますとおり、近年の不漁
——サンマ、スルメイカ、サケの不漁ですけれども、こちらを例に不漁の要因分析を行い
まして、この状況が長期的に継続した場合の施策の在り方について検討するという
ことで開催をさせていただきました。

検討会は全4回開催しておりまして、サンマ、スルメイカ、サケの不漁の要因と見通し、
環境変動による漁業へのリスクと対応状況の分析、不漁と中長期的なリスクに係る対応の
方向性などについて検討をしていただき、将来的に漁業生産を持続するための施策の方向
性ということで取りまとめを頂いたものでございます。

今回の取りまとめで検討された不漁の要因について、この概要資料の最後の4ページに
簡単にまとめてございます。

サンマ、スルメイカ、サケ、いずれの魚種につきましても、地球温暖化に伴う海水温の
上昇や海流の変化に起因する影響によるものと考察をされてございます。

それに加えて、サンマ、スルメイカについては、外国漁船の漁獲の影響もあるとさ
れております。

また、この概要には記述がございませんけれども、取りまとめでは、2000年以降、従来

の気候変動パターンでは説明できないような海面の水温変動が日本周辺海域で観測されているということで、今後の気候変動やその影響について、これまでの経験、知見が通用しないと、そういった状況にある可能性、また現在の状況が今後も中長期的に継続する可能性があるというふうにされてございます。

このような状況を踏まえて取りまとめられた施策の方向性ということですが、資料の1ページの2から概要を記載しております。

まず(1)の基本的な考え方ですが、まず大前提としまして、現在取り組んでいる数量管理などの新たな資源管理システムの実行については、これをしっかりと進めていくと。その上で、現在の漁獲対象種が中長期的に低迷する可能性に対応するため、また今後の環境対策に対応するためにはリスク分散やリスクの順応を進めて環境変化への弾力性を確保できるような生産体制が重要だとされております。

取りまとめでは、③のアからエにあります四つの大きな方向性が示されております。

まず、環境変化等のリスクを着実に把握すること、魚種や漁法を組み合わせるなどマルチな漁業を検討すること、燃油使用量の削減や漁船の電化・水素化等に取り組むこと、また、施策や制度について、これらアからウの方向性に沿ったものとするにとされております。

次に(2)ですが、具体的な検討事項ということですが、先ほどの4つの方向性について7つの項目に分けて具体的な検討事項が提示されてございます。

①のリスクの把握としましては、環境変更等の状況や資源の再生産への影響の把握など、②のマルチな漁業への転換としまして、漁獲対象種・漁法の複数化など、資源変動に対応できる弾力性のある経営体制への転換、多目的船舶の新たな操業形態モデルの提示、マルチ化を念頭に置いたI Q制度や許可制度の運用の検討とされております。

③の沿岸漁業の取組方向としましては、省人化などの操業効率化、養殖への取組、地域再生の取組との連動や農業や加工など他分野との連携など。

④のサケに関するふ化放流と漁業構造の合理化としまして、ふ化放流技術の環境変化への対応、養殖用種苗の生産販売などふ化場施設の有効活用、サケ定置のサケ以外の漁獲物の有効活用や協業化や新技術活用による合理化など。

⑤の加工流通業の取組方向としまして、加工原料の転換や多様化など。

⑥の地球温暖化等の環境問題への対応としまして、小型漁船の動力の水素燃料電池化、大型漁船向けの環境負荷の低い動力システムの技術開発、また洋上風力発電の地域漁業と

の協調的關係による開発など。

⑦のその他の関連事項としまして、地域漁業管理機関や二国間など、国際的な連携による資源管理の推進、違法な外国漁船の操業の取締りなど、このようなものが検討すべき事項として御提示されたということでございます。

水産庁におきましては、今回の検討会で示されましたこれらの御提言につきまして、現在企画部会で検討を行っております「次期水産基本計画」の内容に反映するとともに、今後の施策展開に活用していくということとしてございます。

御報告は以上になります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。
柳川委員。

○柳川特別委員 ありがとうございます。大分時間がたって申し訳ないんですけども。

具体的な話はまだこれからだと思うんですけども、昔もサケ・マスもサンマもイカもみんな兼業した漁業が、漁船が昔はいっぱいあった。棒受けがあったり、刺し網があったり、釣りがあったりってみんなやっていた、1つの船でやっていた船が結構あるんですけども、ここに「マルチパーパス」と書いていますけれども、基本的にそういう漁法なのか、もっと違う魚を狙う漁法漁船を造っていくのか。

もう1つ、将来的にはこうなんでしょうけれども、今、現実的にこの船を造るといったらいくらぐらい掛かるものなのか。今、北海道の沖底でも8億円ぐらい掛かるような船がある中で、漁船を1艘造ると——まあ、どんな漁法になるのか分からないんですけども、いくらで、そういう造船所があるのかないのか。エネルギーの問題もあるんですけども、なかなか陸上みたいに船はいかないでしょうから、目標的にはいいんでしょうけれども、本当に具体的にやった場合にどのぐらいの漁業者ができるのか。もうかる漁業等を使うにしても、船は自分で造らなきゃいけないわけですから、それを——まあ、我々生きているのかどうか分からないですけども、そこまで考え——まあ、検討の結果はこういうのはいいんですけども、そこまで具体的に考えて、これからどういう道筋でいくのか。これ恐らく日本の漁船じゃできないかもしれないみたいな話になるのか。今でも漁船が建造できる造船所がない中でコストも掛かるんでしょうし、人間の問題もあるんでしょうから、その辺の将来像というんですか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○山川分科会長 よろしく申し上げます。

○水産業体質強化推進室長 今、御指摘いただいた点が、正に水産庁に与えられた課題になっておりまして、具体的な中身については今後ということなんですけれども、以前あった複数の漁業を兼業している体制というのが今なくなってしまったと。ただ、一方で1つの魚種ですとか1つのエリアとかに依存が高い状況ですと、今後の環境変動、変化にかなり左右されるような経営状態になってしまうということで、方向性としては多様化といったことが必要だということが提示されている段階。

これを受けまして、水産庁の方で、実際どのようなものが可能なのか、どのようなものを取り組みたいという需要があるのかということもございますから、その具体的な検討についてはこれからという状況になっております。

なので、建造したらいくら掛かるのかというお話も、一体何をやるのかというお話もありますし、そもそも多目的船、マルチ化のかなり発展形にもなりますので、こういったタイムラインというか、時間的な軸でそういったものが進んでいくのかということもこれから検討されるということです。

以上です。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 3ページ目の「その他の関連事項」というところでございますけれども、2つ目の丸ボツなんですけれども、外国漁船の違法操業ということです。御承知のとおり、大和堆ですが、今年も、もう去年の6倍近く中国漁船が入ってきているというような報道もあります。もうここ数年来、北朝鮮から中国に代わって、ある意味ではもう実効支配をされているような状況になってきている。そう言わざるを得ないような状況になっているのではないかなという印象を受けています。

日本の中型イカ釣り漁船が出港前の早い時期から大和堆に現れているわけですから、そういうことが野放図になっているということで、我が国周辺の主権が脅かされるというような状況の下で、今後どのような対応をしていかれるのか。お互いに自国の200海里を持ち出すと、自国の法律に基づいて違反船と認めれば当然連行していくというような事態になるわけですから、我が国のEEZ内だということであれば、臨検をして何らかの違反があれば、当然連行して調べることが必要ではないか。これが主権ではないのかと私は思います。全然そういうことがなされていない中で、この関連事項の中にも、操業停止などの申入れを行うとありますが、どこへどのような形で行うのか分かりません。この辺が

具体的にはなっていないということです。

それから、その下の、海技士の育成確保という問題があるのですけれども、この後段の方に、船舶基準や乗組み基準の見直しが記載されています。若年後継者の皆さん、水産学校生を含めて漁業に魅力を感じていません。魅力のある漁業とはなっていないんです。魅力のない産業に若者が入ってくるわけではない。ないんで、いくら規制を緩和しても何ら効力を発生しない、こういうことが現実です。

今の若年後継者は、カーフェリーや内航船など、環境の整った条件のいいところ、安全性の高いところ、こういうところを目指しています。今の漁業の中に、漁業の環境の中に若年後継者が入ってくれるような、そういう状況にはなっていないということです。

その中で検査基準を緩和する、それから乗組み基準を緩和する、海技資格の問題もあります。やればやるほど若い皆さんが遠ざかっていく、こういうことになります。

そういうことをどのように認識なされて、このような関連事項ということで取り上げたのか、具体的なものがあれば教えていただきたいというように思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

2点御指摘がございましたけれども、藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

まず、先ほどの柳川委員のお話から御説明した方がいいかと思います。

この本文というんですか、資料6-1の26ページを開いていただけますでしょうか。

②のところ、まず「専門的な漁業からマルチな漁業への転換」ということで、ここでは、まずマルチな漁業への転換という話で、2つ目の段落に、漁獲対象種や漁法の複数化とか、複数経営体の連携による協業化や共同経営化ということで、段階的に進める話がまず前提条件としてありまして、それに続いて、当然このときは漁業調整に配慮する必要がありますよという話が、意見が相当出ました。

それに続きまして、マルチパーパスの漁船の話がありまして、ですから、こちらではどちらかという今ある漁船というよりは次の世代という話で、それにつきましては新たな操業形態のモデルの提示を行うべきであるということ、今ある船をまずは段階的に使いながらというような話が前提条件としてあるということになっております。

それで、高橋委員から御指摘いただきました部分は30ページになります。30ページに真ん中の方に、この資料におきましては——資料といいますか、検討会におきましては、

どちらかという資源の変動に合わせた形での検討になっておりますので、その他のところで出てくるわけでございますけれども、「外国漁船による違法漁獲への対応」、これにつきましては今高橋委員から御指摘を頂きましたように、我々の方として個別の中身について言えることと言えないことがあるわけでございますけれども、しっかり外交ルートも通じて厳しい対応を迫っていくということで考えておりますし、さらには、今後の話といたしましては、昨年法律が成立いたしました水産物流通適正化法の特定第二種というのは輸入の水産物の方です。こちらの方の話も言及されているということでございます。

さらに、「船舶に係る規制の見直し」というところがすごく強調されているんですけども、先ほど高橋委員から言われたのは2段落目の「さらに」の部分でございまして、前段階といたしまして、まずは不足が深刻化している、1つ目のパラグラフにありますように、海技士の育成確保、こういったものをちゃんとやっていくんだということが前提になっておりまして、既に今やっております海技士の受験資格をできるだけ短くするといった話ですとか、人材の育成・確保のための相談会とか、こういったものをやっていきますということが前提にありまして、それと併せてマルチな漁業への転換ということで、正しくいろいろなリスクを抱えながらも安定的に操業できる、そういった形で若年の後継者の方にも安心してというか、乗っていただけるような話を進めていくということが前提にありまして、その中で船舶の検査の話ですとか、船舶職員の話も見直していくということでございますので、今の3行というか、そういうものを前提にして一方的に検査の話だけとかをするという、そういう考え方に立っているわけではないので、その点は誤解がないように理解をしていただけると有り難いなというふうに思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

あと堀内委員からも御質問があるということですので、堀内委員よろしく願いいたします。

○堀内委員 3ページの「⑥地球温暖化等の環境問題への対応」の欄で、洋上風力です。

「洋上風力は地域漁業との協調的関係を構築」とありますが、今現在、促進区域、又は有望区域における公募の事業者選定基準が価格に重視しており、安ければ、どの事業者が選ばれるのかが分からないというふうな仕組みになっております。

洋上風力に対しては、我々漁業者及び地域の関係者は、今現在の目先のことだけにはとらわれず、次の世代のことも踏まえてメリット・デメリットを考える必要があると思います。

現状は経産省と国交省が主導して行っていましたが、各地での漁業者への説明がかなり不十分です。理解していない漁業者もたくさんいます。協調的関係を重視するのであれば、今現在、水産庁はその枠内には入っておりませんが、これから日本中で洋上風力の促進区域が確定していくと思います。地域、季節、漁法、魚種によっていろいろな魚に対応していかなければならないと思います。水産庁はこれからどのような対応をしていくのでしょうか。お願いします。

○山川分科会長 洋上風力発電に関する御質問ですけれども、いかがでしょうか。

では、藤田資源管理部長、よろしく願いいたします。

○資源管理部長 ありがとうございます。

地域協議会の方には、多分、堀内委員御存じだと思いますけれども、水産庁の漁港漁場整備部の方が対応するという形で参加をさせていただいておると思います。

それと、あといろいろな法律の規定の中で、漁業者の了解を取りながら進めるという形になっておりますので、法律作成の段階から、かなり都道府県の方には、都道府県部局の中で単純に事業を進めるだけの方ではなくて、水産関係部局の方にも情報を流して、漁業関係者への説明をお願いしますということをやってきましたけれども、恐らく堀内委員が今おっしゃったような話があるということであれば、そういった意味では余りその部分がしっかり伝わっている県と伝わっていない県があるんだろうと思います。我々の方は御指摘を踏まえまして、今後できる限り漁業者の方もしっかり自然環境、地球環境というものを捉えながら協調的な雰囲気自然再生エネルギーの促進がされるように、我々の方も関わっていききたいというふうに考えております。

もし、どうも足りないというような話があれば、遠慮なく御意見を頂ければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○堀内委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、その他に移りたいと思います。

その他ということで、高橋委員。

○高橋特別委員 以前に質問させていただいたことがありますが、中型はえ縄漁船の再編整備で、道東のタラの国際減船についての話です。

事の発端は令和元年の12月に第36回の日ロ漁業委員会において、割当量が極端に大幅に削減されたということによって、翌令和2年以降の操業継続が困難だということによって相当数

の減船が必要となったということで国際減船を行うこととした。これが事の発端です。

、この平成31年の年は漁獲量が1,275トンということです。それから協力費が7億871万円ということでした。翌令和2年になりますと、810トンの協力費がゼロということです。

一方、10年前の平成18年から平成20年ですけれども、この当時の漁獲割当てというのはマダラが376トン、有償枠が190トンで、合計727トンでございました。操業隻数は中型が6隻、小型が14隻ということで20隻ということで操業しておりました。

今回、令和2年の状況では、マダラの割当てが810トン、それから実際運航できる船は中型で2隻でございました。小型が14隻ということだと思いますけれども、この隻数でよろしいのかということと、平成20年当時に727トンで中型が6隻稼働ができて、令和2年の810トンで操業ができず、実稼働2隻でも操業ができず国際減船をしなければならない理由は何なのかということです。

それから対象船舶の件なんですけれども、この減船要綱の中では平成28年から30年の間で2年間以上、中型はえ縄漁業を営んだ者と、こういうことになっております。実際は令和2年から大幅な割当てが削減されたということがございますから、実績の観点からいえば、平成29年から31年までの間、3年間の間で2年以上、この中型はえ縄漁業を営んだ者と、こういうことではないのかなと思うのですが、その辺どうなのか教えていただきたいと思っております。

本日資料がないということであれば、後日説明いただければ結構でございます。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○管理調整課長 すみません、手元に資料がないので、ちょっと確認して後日御説明したいと思っております。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

ほかにその他ございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会ですが、先ほどの議題で言及がありました7月下旬をめどに開催を予定しております。よろしく願いいたします。

具体的な日程につきましては、後日事務局から調整させていただきたいと考えております。

なお、内部的な事情で大変恐縮なのですが、今年は水産政策審議会の企画部会が水産基

本計画の見直しを行う年に当たっていること、また資源管理分科会の下に設けた資源管理手法検討部会の開催が複数回見込まれていることなどから、水産庁で審議会開催に必要な予算に大幅な不足が見込まれております。つきましては、資源管理分科会の議題に応じて、分科会長と御相談しながら、招集する特別委員を議題に関係の深い方に限定させていただく可能性もございますので、あらかじめ御承知おきいただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたり審議していただきまして、大変ありがとうございました。